

平成22年4月1日より自動車の構造等 変更検査時において自動車税の納税確認 が行われます！

自動車の構造等変更検査時における自動車税の納税確認について

平成22年4月1日から現行の継続検査時の自動車税の納税確認に加え、構造等変更検査時においても自動車税の納税確認が行われることとなります。

変更時期

平成22年4月1日から

変更点

滞納がないことを証するに足る書面の提示

	平成21年度まで	平成22年度から
継続検査	必要	必要
構造等変更検査	不要	必要

参 考

平成20年4月30日付けで「地方税法等の一部を改正する法律」(平成20年法律第21号)が公布され、同法附則第22条の道路運送車両法の一部改正により、平成22年4月1日から現行の継続検査時の自動車税の納税確認に加え、構造等変更検査時にも自動車税の納税確認が行われることになりました。

- 構造等変更検査
- 自動車税 納税

自動車検査証を返付します

合格

みんなが納めて
快適ドライブ♪
忘れちゃいけない自動車税!!

2つのチェックがないと
自動車検査証の返付が
受けられなくなります!



平成22年4月1日より
構造等変更検査での
自動車税の
納税確認が行われます!

平成22年4月1日以降の構造等変更検査において、当該自動車に係る自動車税の納税が確認できない場合、自動車検査証の返付を受けることができなくなります。(自動車税の納税が確認できない場合でも、受検は可能です。)